



題字 藤本利夫書

1988年7月9日創刊
 発行2015年12月1日 (毎月1日発行)
滋賀県民主教育研究所
 〒520-0052 大津市朝日が丘1丁目
 11-3 教育文化会館2F
 TEL & FAX 077-525-5364
 教育110番 077-523-3715
 e-メール shiga.minken@gmail.com
 HP: http://shiga-minken.jimdo.com/
 振替口座番号(会費振込にご利用ください)
 ① ゆうちょ銀行/記号番号01070-5-40576
 ② 滋賀銀行本店営業部/普通口座511256
 加入者(口座)名 滋賀県民主教育研究所

政治的中立性をめぐる古くて新しい問題に立ち返る

篠原 岳司 (北海道大学大学院教育学研究院)

2016年夏の参議院選挙に向けて選挙権年齢が18歳に引き下げられるのを前に、学校現場において主権者教育への関心が高まりを見せている。文部科学省もかつて高校生の政治活動を禁じた通達を見直し、昨年10月29日に新たな通知を出した。そこでは、公正中立な立場からの政治的教養の教育に取り組むことを前提に、現実の具体的な政治的事象も取り扱うことを含めた政治教育の方針が示され、自らの判断で権利を行使できるよう具体的かつ実践的な指導を行うことが要請された。この通知は未だ高校生の学校内での政治活動を禁止し、また学校外での政治活動を制限(学校への届け出を要する)するなど、生徒にとっては課題が残る内容である。しかし、これまで「政治的中立性」を盾にとられ政治教育に消極的にならざるをえなかった教師にとっては、現在の状況は実践の可能性が広がったと解すべきである。

それにしても、それほど「政治的中立性」とは、政治教育に問題意識のある教師の実践を不当に制限しうる言葉であった。その背景には、政党政治を根拠に正統性を主張する政府が、自らを中立性の判定者としその意に反するものを偏向と断じてきた、わが国の教育と政治の関係における負の歴史がある。かつて勝田守一・堀尾輝久の論文「国民教育における『中立性』の問題」(『思想』10月号、1959年)で鋭く論じられたこの問題は決して過去のそれではない。今もなお一部の議員によって「中立性」を盾にとった教育内容や授業実践への不当な介入事案が散見される。この問題に対し、勝田・堀尾が行った以下の応答は今にも通じるだろう。それは、子どもの学習権を守るためには、教師に対し科学的真実に基づく知識提供のための教育の自由が保障されるべきこと、また教師はそれ自体も不完全なものとして忠実に表明すべきとし、教師にはその職業が持つ指導性と共に倫理性に基づいた自由が要請されるということである。今日の主権者教育の充実に向けても改めてこの教育の自由論に立ち返り、この議論を盾に「中立性」をまとった教育への不当な介入を退け、科学と真理に基づく教育と学習を、自信を持って追求し

《 今月の紙面 》

- ・ 政治的中立性をめぐる古くて新しい問題に立ち返る / 篠原 岳司 …P1
- ・ 民主主義と政治教育 / 宮下 ゆたか …P2, 3
- ・ 今、学校で～教師生活30年目を迎えて思うこと / 高岡 光浩 …P4, 5, 6
- ・ 自著紹介『滋賀の教育史—寺子屋・藩校から小学校へ—』 / 木全 清博 …P7
- ・ 滋賀の教育動向 11・12月 …P8

《 2016年2月号 No. 332 》

ていきたいものである。今日の主権者教育の取り組みは、なにも高校生だけの教育課題ではない。模擬投票実践などに実績のある北海道のある中学教師は「中学生は有権者ではないが主権者である」と述べる。今こそ子どもたちと共に身近な生活と具体的な政治的事象のつながりを掴み、自ら考へ他者と議論し、市民的・職業的自由の下で権利行使のための政治的教養を育みたいところである。そのためにも、たとえば児童会や生徒会活動の見直し、また三島協賛会や四者フォーラムといった「開かれた学校づくり」実践の再評価を通じ、従来の身近な教育実践に主権者教育の可能性を見出し、自由に、大胆に、そして皆で手をつなぎ実践を構想していくことが大切だろう。(しのはらたけし)